計画作成年度	令和3年度 (令和5年度変更)
計画主体	高知県宿毛市

宿毛市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 宿毛市 産業振興課 所 在 地 高知県宿毛市希望ヶ丘1番地 電 話 番 号 0880-62-1243

FAX番号 0880-62-1272

メールアドレス sangyou@city.sukumo.kochi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス、ウサギ
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	高知県 宿毛市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和2年度)

, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	被害の現	. 状	
鳥獣の種類		被害数値	
	品目	被害面積	被害金額
	水稲	1.01ha	712 千円
	いも類	6.00ha	194 千円
イノシシ	野菜等	26.85ha	763 千円
	果樹(ミカン、文旦、小夏、直七)	18.89ha	553 千円
	飼料作物	6.91ha	201 千円
	水稲	0.60ha	392 千円
	いも類	0.72ha	24 千円
シカ	野菜等	17.12ha	382 千円
	果樹(ミカン、文旦、小夏、直七)	12.00ha	299 千円
	飼料作物	3.48ha	104 千円
	植林(スギ、ヒノキ)	7.85ha	214 千円
	水稲	0.20ha	141 千円
	いも類	2.31ha	50 千円
サール	野菜等	14.48ha	355 千円
	果樹(ミカン、文旦、小夏、直七)	10.85ha	338 千円
	飼料作物	2.10ha	57 千円
	いも類	0.60ha	18 千円
	野菜等	6.14ha	180 千円
ハクビシン	果樹(ミカン、文旦、小夏、直七)	5.12ha	174 千円
	飼料作物	0.96ha	35 千円
	いも類	0.04ha	2 千円
	野菜等	1.31ha	35 千円
タヌキ	果樹(ミカン、文旦、小夏、直七)	1.85ha	50 千円
	飼料作物	1.25ha	27 千円

	いも類	0.04ha	2千円
アナグマ	野菜等	1.32ha	35 千円
7794	果樹(ミカン、文旦、小夏、直七)	1.84ha	50 千円
	飼料作物	1.25ha	26 千円
	野菜等	1.50ha	27 千円
カラス	果樹(ミカン、文旦、小夏、直七)	2.69ha	63 千円
	飼料作物	0.40ha	10 千円
	果樹(ミカン、文旦、小夏、直七)		
ウサギ	水稲	_	_
	植林(スギ、ヒノキ)		

(2) 被害の傾向

ロイノシシ

宿毛市山間地域内のほぼ全域に生息しており、有害駆除での捕獲実績や被害状況を みると、年度により増減はあるものの生息数は減少傾向にはないと思われる。

4月から5月にかけてはタケノコ、8月から10月にかけては、水稲、イモ類への食害が多い

〇シ カ

宿毛市山間地域内のほぼ全域に生息しており、有害駆除での捕獲実績や被害状況を みると、生息数が急増していると思われる。

被害は年間を通して発生しており、植林、水稲、果樹への被害が多い。植林に対しては、樹皮を剥ぐ剥皮被害、水稲への被害は、田植え後の苗への食害、果樹に対しては、新芽への食害等が発生している。

〇サ ル

被害は、年間を通して発生しており、野菜、果樹、雑穀、豆類への食害が多い。 被害区域は、市内ほとんどの区域で被害が発生しており、特に西部の錦地区、南部の 小筑紫地区に多くの群れが存在し各地区へ移動していると思われる。

○ハクビシン

被害は、野菜、果樹等への食害が多い。近年生息数が増加していると思われる。被 害区域は小規模ではあるが、家庭菜園等への被害も多いのが現状である。

○タヌキ

農作物への食害が多く、特に野菜、果樹の被害が深刻となっている。被害区域は小規模ではあるが、生息数が増加していると思われる。

○アナグマ

被害は、いも、野菜、果樹等、飼料作物への食害が多い。近年生息数が増加していると思われる。被害区域は小規模ではあるが、家庭菜園等への被害も多いのが現状である。

○カラス

被害は、年間を通じて発生しており、野菜、果樹、飼料作物への食害が多く、近年果樹に対する被害が増加してきている。

被害区域は、市内全域に広がっている。

○ウサギ

被害は、近年増加傾向にあり、文旦や直七などの果樹の新芽、水稲に被害が増加してきている。

被害区域は、西地区を中心に市内全域に広がっている。

(3) 宿毛市被害の軽減目標

指標	現状値(令和2年度)		目標値(令和6年度)	
相保	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	59.6ha	2,423千円	47.68ha	1,938千円
シカ	41.7ha	1,415千円	33.36ha	1,132千円
サル	29.9ha	941千円	23.92ha	753千円
ハクビシン	12.8ha	407千円	10.24ha	326千円
タヌキ	4.4ha	114千円	3.52ha	91千円
アナグマ	4.4ha	113千円	3.52ha	90千円
カラス	4.5ha	100千円	3.84ha	80千円
ウサギ	_			

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	こだ可切正が来	T
	従来講じてきた被害防止対策	課題
	[捕獲体制の整備]	高齢化等による捕獲従事者が減少
	地区猟友会へ有害鳥獣捕獲を依頼	していることから、新たな従事者の確
	している。	保が必要。
	[捕獲機材の導入]	捕獲を促進することで増加するシカ
	捕獲檻を令和元年度に5基、令和2	
	年度に3基それぞれ導入し、センサ	
	一カメラも1台導入し、要望のあっ	
	た地域に貸し出している。	
	[その他捕獲に関する取組]	
取組	捕獲報償金制度を設け捕獲促進に	
	取り組んでいる。	
	イノシシ 5,000円	
	シカ 8,000円	
	サル 20,000円	
	ハクビシン 4,000円	
	タヌキ 2,000円	
	アナグマ 2,000円	
	カラス 2,000円	
	ウサギ 2,000円	

(5) 今後の取組方針

被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和2年度より20%減とする。 今後の取り組みとしては、鳥獣被害対策実施隊を中心に被害防止を推進する。狩猟免許 取得の啓発による担い手育成、防護柵及び電気牧柵機のさらなる普及に合わせて農地の放 任作物の除去や耕作放棄地の解消に関する啓発を実施することにより、有害鳥獣が地域に寄 り付かない環境の実現に取り組み、地域の意識改革による被害防止体制の確立等を目指す

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

宿毛地区猟友会	農業者等からの依頼を受けて、各地区で捕獲班を結成し、有 害鳥獣の捕獲を行う。
---------	---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容	
令和4 年度	イノシカ サ ル ハクビシン タヌキ アナグマ カラス	捕獲機材の導入及び、防護柵等の普及を図るとともに、 免許の取得を啓発し、捕獲体制を整備していく。	狩猟
令和5 年度	イシ サ ハク タナグス カ ルン カ ルン カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ ウ サ カ ウ サ ヴ ス ギ	捕獲機材の導入及び、防護柵等の普及を図るとともに、 免許の取得を啓発し、捕獲体制を整備していく。	狩猟
令和6 年度	イノシカルン サービシカルン タナゲストランサギ	捕獲機材の導入及び、防護柵等の普及を図るとともに、 免許の取得を啓発し、捕獲体制を整備していく。	狩猟

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

〇イノシシ

捕獲頭数については、年度により増減の幅が広く、令和2年度は934頭、令和3年度は693 頭と大幅に減少している。しかし前回の計画時の実績と比較したら、大幅に増加しており、 計画数を850頭とする。

(捕獲実績 令和元年度 984頭、令和2年度 934頭、令和3年度 693頭)

〇シ カ

捕獲頭数については、ここ3年間はほぼ横ばい傾向であるが、平成30年度に計画した800頭は下回っており、計画数を750頭とする。

(捕獲実績 令和元年度 689頭、令和2年度 783頭、令和3年度 768頭)

〇サ ル

捕獲頭数については、年度により増減の幅が広く、令和2年度は35頭に減少しておりますが、生息頭数に減少傾向は見られず、目撃情報も増えており、今後も増加していくことが見込まれることから、計画数を80頭とする。

(捕獲実績 令和元年度 55頭、令和2年度 35頭、令和3年度 55頭)

○ハクビシン

平成28年度より捕獲報償金の対象鳥獣に設定したが、計画を大幅に上回る実績となっている。今後も増加傾向が見込まれるため、計画数を200頭とする。

(捕獲実績 令和元年度 207頭、令和2年度 239頭、令和3年度 223頭)

○タヌキ

平成29年度より捕獲報償金の対象鳥獣に設定したが、計画を大幅に上回る実績となっている。今後も増加傾向が見込まれるため、計画数を750頭とする

(捕獲実績 令和元年度 723頭、令和2年度 781頭、令和3年度 705頭)

○アナグマ

平成29年度より捕獲報償金の対象鳥獣に設定したが、計画を上回る実績となっている。 過去3年の実績を見ても増加傾向にあり、今後も増加傾向が見込まれるため、計画数を 180頭とする

(捕獲実績 令和元年度 118頭、令和2年度 168頭、令和3年度 174頭)

○カラス

捕獲数については、年度により増減の幅が広く、年間100羽前後となっている。計画捕獲数は前回の計画と同様の100羽とする。

(捕獲実績 令和元年度 100頭、令和2年度 118頭、令和3年度 75頭)

○ウサギ

捕獲数については、近年増加傾向にあり、令和5年度より捕獲報償金の対象鳥獣とし、計画捕獲数は20頭とする。

社	捕獲計画数等		
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	850	850	850
シカ	750	750	750
サル	80	80	80
ハクビシン	200	200	200

タヌキ	750	750	750
アナグマ	180	180	180
カラス	100	100	100
ウサギ	_	20	20

捕獲等の取組内容

予察計画により宿毛市内全域で、通年捕獲を実施するとともに、効率的、かつ効果的な場所での捕獲を実施できるよう猟友会と協議・検討を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	対象鳥獣については、県から権限委譲されている。

- 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
 - (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣			整備内	勺 容		
N	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
イノシシ カシカビシカ ハクビシキ タヌキアナザギ ウサギ (併用)	電気柵金網柵	10基 2,000m	電気柵金網柵	10基 2,000m	電気柵金網柵	10基 2,000m
サル	サル用防護柵	200m	サル用防護柵	200m	サル用防護柵	200m

(2) その他被害防止に関する取組

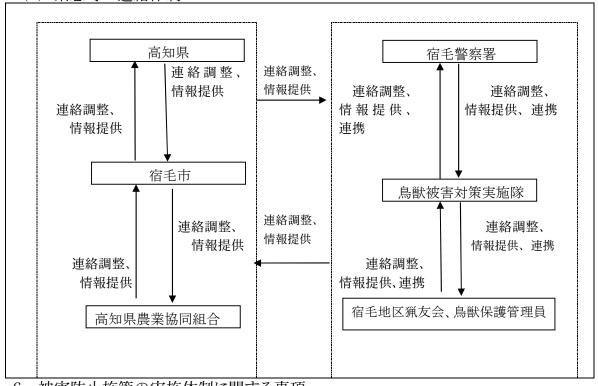
(2)		7 5 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4 年度	イノシカ ルシカルシカルションカルションションションションション アナグスカラス	地域住民が主体となって、被害防止に取り組むことができるような体制整備と意識改革を目指す。
令和5 年度	イシ サ ハク アカラシカ ルン アナブラップ アナブラ カッション アナブラ アナブラギ	地域住民が主体となって、被害防止に取り組むことができるような体制整備と意識改革を目指す。

令和6 年度	イシ サ ハクビシカ ルションカルション カルション カー・ション カラブ カラスション カラスション カラスション カラスション カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	地域住民が主体となって、被害防止に取り組むことができるような体制整備と意識改革を目指す。

- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐 れがある場合の対処に関する事項
 - (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
宿毛市産業振興課	各関係機関との連絡・調整、情報収集・提供
高知県農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
宿毛警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
宿毛地区猟友会	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣被害実施隊	地域巡回、情報収集・提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

(1) 似音例正列来励磁云に関する事項				
被害防止対策協議会の名称	宿毛市有害鳥獣被害対策防止協議会			
構成機関の名称	役 割			
宿毛市産業振興課	協議会の事務局と協議会の運営			
宿毛地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施			
高知県農業協同組合 宿毛支所	宿毛地域内の営農指導を通して、被害対策の技術、情報提供を行う。			
幡西営農センター	宿毛地域内の営農指導を通して、被害対策の技術、情報提供を行う。			
宿毛地区長連合会	地域の意見を集約し、協議会に反映する。			
幡多農業振興センター	県からの情報提供、アドバイザーとして助言、援助を行う。			
高知県農業共済組合 幡多支所	幡多地域内の鳥獣害による水稲被害の関連情報の提供を行う 。			
宿毛市森林組合	森林管理を通して、被害対策の技術、情報提供を行う。			
幡多林業事務所	県からの情報提供、アドバイザーとして助言、援助を行う。			
宿毛警察署	地域の巡回を行い、被害等の情報提供を行う。			

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
四万十森林管理署	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・ 有害鳥獣防止に関する指導
高知県鳥獣対策課	有害鳥獣に関する情報提供・被害防止技術の情報提供・ 有害鳥獣防止に関する指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日:平成25年5月1日

構 成:隊長1名、副隊長1名を置く

人 数:4名

実施隊が行う被害防止施策:集落点検見回り、生息・被害調査、広報、啓発等

|事務局:宿毛市産業振興課

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については、原則持ち帰るようにし、やむを得ない場合には、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。

- 8. 捕獲等した対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 地域のニーズにあった、食品としての利用等を勉強会などで話合っていき、ジビエ料理の普及を含めた計画を実行する。
- 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項大月町と連携して、有害鳥獣の捕獲を検討する。